

daily コラム

2025年11月20日(木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

国内ファンドの二重課税の調整 分配時調整外国税相当額

令和2年に始まった投信の二重課税調整

最近、投資熱の高まりで、外国の株式指数（インデックス）に投資したいという方が増えました。長期の積立投資ならば投資信託、分配金がほしければE T F（上場投資信託）という選択肢があります。日本の投資家が海外E T Fに投資する場合、為替リスクや手数料コストがあり、外国税額控除も必要ですが、一部の国内E T Fでは、数年前から、外国税の「二重課税調整」が自動的に行われる制度が始まっています。

「二重課税調整」はどういう仕組みか？

この制度は、日本の公募投資信託等を通じて、外国に投資する場合に適用されます。

〈事例〉

日本の信託ファンドが外国株配当100（外国税10%）を受け取り、それを原資に日本の投資家に分配（源泉所得税15%）

この場合、①ファンドの配当受取時に「外国税課税」、②ファンドからの分配時に「日本の源泉税課税」の2回の課税があります。

〈以前（令和1年以前）の課税方法〉

①	外国株配当 $100 \times 10\% =$ 外国税 10 (分配原資 $100 - 10 = 90$)
②	分配 $90 \times 15\% =$ 日本源泉税 13.5

手取額は $100 - ① - ② = 76.5$ で、外国税と日本源泉税は二重課税となっていました。
〈現在（令和2年以後）の課税方法〉

現在は、公募投資信託、E T F、J D R（株式数比例配分方式のみ）は、グロスアップ計算による調整が行われています。

①	外国株配当 $100 \times 10\% =$ 外国税 10 (分配原資 $100 - 10 = 90$)
②	(分配 90 + 外国税 10) $\times 15\% =$ 外国税 10 = 日本源泉税 5

手取額は、 $100 - ① - ② = 85$ となり、二重課税が解消されています（実際には、この他に復興特別所得税や住民税の課税があります）。この制度の対象となるE T Fは、日本証券取引所H Pで確認できます。

「控除」は、どの書類に書いてあるのか？

この控除は、証券会社が発行する「配当等の支払通知書」の「通知外国税（相当額）」欄や「特定口座年間取引報告書」の「上場株式配当等控除額」欄に記載されています。

また、個人でも、法人でも確定申告では、「外国税額控除」に代え、「分配時調整外国税相当額控除」が適用されます。明細書は、上記の「通知外国税」「上場株式配当等控除額」を確認して作成することになります。



NISAの場合、国際的二重課税がないため、対象外です